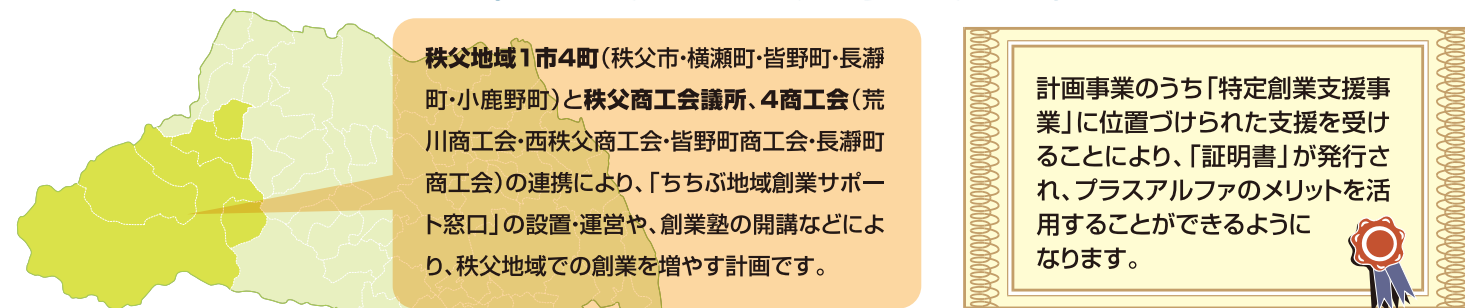


創業までのステップ～創業支援の流れ～



「ちちぶ地域創業支援事業計画」とは?



● 特定創業支援事業（証明書発行要件）

専門家個別支援事業（ワンストップ相談窓口で対応）

- 対象…創業相談の延長として、より専門的、具体的な支援を必要とする方
- 内容…中小企業診断士等の専門家が個別に経営、財務、人材育成、販路開拓についてアドバイス。→創業・スタートアップ期の課題解決を伴走支援。
- 証明書発行要件…1月以上にわたり、4回以上個別支援を受けた方

ちちぶ創業塾

- 対象…これから創業をお考えの方、創業5年未満の方
- 内容…経営者としての心構え、経営計画の立て方、販売促進の考え方など幅広く学習できます。受講者同士の情報交換など、人脈づくりにもつながります!!
- 証明書発行要件…受講カリキュラム5回中4回以上出席された方

受講者から好評です!
創業希望者同士の
情報交換の場にも!

● 証明書発行によるメリット（一例）

① 創業者向け信用保証の拡充

- ・対象の拡大…創業2か月前から⇒創業6か月前から利用可能
- 対象者:創業開始6か月前から創業後5年未満の方

② 会社設立時の登記に関わる登録免許税が半額

- 株式会社の場合:資本金の0.7%→0.35%(最低税額15万円→7.5万円)
- 合同会社の場合:資本金の0.7%→0.35%(最低税額6万円→3万円)
- 合名会社・合資会社の場合:1件につき6万円→3万円
- 対象者:事業を営んでいない個人が新たに創業する場合
- 創業後5年未満の個人が会社を設立する場合(法人成り)

● 計画の全体像

秩父地域が一丸となった創業支援

＜複数の自治体間で連携して支援します!＞ ※下線の事業名は特定創業支援事業です。



※記載内容は平成30年3月現在のものです。内容は、関係法令の改廃等により、変更されることがあります。最新の情報は、創業サポート窓口へお問い合わせください。